

事務連絡
令和7年12月1日

入札参加者 各位

福津市総務部総務課

建設工事に係る入札時に内訳金額の明示が必要な費目について（通知）

令和6年6月14日に公布された「建設業法等の一部を改正する法律」により「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）」が改正され、令和7年12月12日に完全施行されます。

改正された入契法第12条では、入札参加事業者は建設工事に係る入札の際に、材料費、労務費及び当該工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費やその他施工のために必要な経費の内訳を記載した書類を提出しなければならない旨が規定されています。

これまで、本市の建設工事に係る入札時は入札書と併せて「工事費内訳書」をご提出いたしておりましたが、今後は入札書及び工事費内訳書に加え、当該内訳金額を記載した『入札金額内訳明示書』を併せてご提出いただくこととさせていただきます。

つきましては、改正入契法の施行日（令和7年12月12日）以降に本市の建設工事に係る入札への参加の際には、別紙『入札金額内訳明示書』をご準備いただきますようお願いいたします。

なお、入札執行時に「工事内訳書」と「入札金額内訳明示書」のどちらか又は両方の提出がない場合、当該入札参加者の入札書は無効となることにご留意ください。

このことについて、ご不明な点等がございましたら、下記問い合わせ先へお尋ねください。

【入札時に内訳金額の明示が必要な費目】

- ・直接工事費のうち、「材料費」および「労務費」
- ・共通費のうち、「法定福利費の事業主負担額」および「建設業退職金共済（建退共）の掛金」
- ・当該建設工事での安全確保に必要な「安全衛生経費」

【問い合わせ先】

福津市 総務部 総務課 契約検査係

TEL：0940-43-8196 / E-mail：somu@city.fukutsu.lg.jp